

下 総 第 4 0 7 号
令和8年(2026年)3月31日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 戸 澤 昭 夫 様
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎

指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知
について

令和7年(2025年)12月25日付け監査報告第20号により提出のありました指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔豊北総合支所地域政策課〕

下関市豊北地区集客施設について

〔指摘事項〕

- (1) 前回監査において、指定管理者自身が施設を利用する自主事業を実施するに当たり、下関市豊北地区集客施設の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）第6条第1項に基づく使用許可の手続きを行っていなかったため、指定管理者を指導するよう求めていた。これに対し、一部改善しているものもあったが、一部の事業については、使用許可の手続きが行われていなかった。所管課は、設置条例に基づき、適正に事務処理を行うよう指定管理者を指導されたい。

（改善措置状況）

設置条例第6条第1項に基づく使用許可の手続きがなされていなかった一部の自主事業について手続きを行うよう指導しました。これらについては、令和8年1月30日付けで申請され、令和8年2月1日付けで許可を行ったことを確認しました。

以上